

副

第 20 回黒潮町議会 6 月定例会会議録

令和 8 年 6 月 5 日 開会

令和 8 年 6 月 11 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6 月 5 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・委員会付託・委員会
6 月 6 日	土	休 会	休 会
6 月 7 日	日	休 会	休 会
6 月 8 日	月	休 会	委員会
6 月 9 日	火	休 会	委員会
6 月 10 日	水	本会議	一般質問
6 月 11 日	木	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 63 号

令和 8 年 6 月 第 20 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 29 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- | | |
|-------|------------------|
| 1 期 日 | 令和 8 年 6 月 5 日 |
| 2 場 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和8年6月5日（金曜日）

（会議第1日目）

応招議員

1 番	澳 本 哲 也	2 番	浅 野 修 一	3 番	小 松 孝 年
4 番	山 本 牧 夫	5 番	宮 川 徳 光	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 依 伸	8 番	水 野 佐 知	9 番	青 木 浩 明
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	矢 野 昭 三	12 番	山 本 久 夫
13 番	濱 村 美 香	14 番	中 島 一 郎		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	佐 田 幸	企画調整室長	村 越 淳
情報防災課長	宮 川 智 明	住 民 課 長	谷 純 大
環境政策室長	中 屋 力 信	健康福祉課長	野 村 晃 稚
農業振興課長	斉 藤 長 久	まちづくり課長	河 村 孝 宏
産業推進室長	秋 森 弘 伸	地域住民課長	河 村 美智子
海洋森林課長	今 西 和 彦	建 設 課 長	深 木 誠
会 計 管 理 者	國 友 広 和	教 育 長	宮 川 雅 一
教 育 次 長	渡 辺 健 心		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 真 哉 書 記 大 石 眞 弓

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

11 番 矢 野 昭 三 12 番 山 本 久 夫

令和8年6月第20回黒潮町議会定例会

議事日程第1号

令和8年6月5日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第11号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第1号から第10号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）

議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

議案第 3 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度黒潮町一般会計補正予算）

議案第 9 号、令和 8 年度黒潮町一般会計補正予算について

議案第 10 号、令和 8 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第 11 号、監査委員の選任について

議 事 の 経 過

令和8年6月5日
午前9時00分 開会

議長（中島一郎君）

おはようございます。

ただ今から、令和8年6月第20回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

暫時休憩します。

休 憩 9 時 00 分

再 開 9 時 14 分

議長（中島一郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

初めに、報告第1号から5号までが町長から、報告第6号から9号までが監査委員から提出されました。議席に配布をしておりますので、ご確認願います。

次に、町長の行動報告につきましては全員協議会で、議長の行動報告につきましては、議席に行動記録を配布しておりますので、これをもって、報告に代えさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

今日は、令和8年6月第20回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは3月議会定例会以降の主なものにつきまして、行政報告をさせていただきます。

まず、初めに、令和7年度物価高騰対策臨時定額給付金等について報告させていただきます。

物価高騰の影響を受ける住民生活を早期に下支えするため、全住民を対象とした1人2万円の給付金事業を実施致しました。

実施期間は令和8年1月26日から3月31日で、対象者9,638名に対し、9,624名への給付を完了し、給付率は99.85パーセントとなりました。

また、現在、令和7年度物価高騰対策の追加給付を実施しております。この給付は、令和8年1月2日から3月31日までの期間に、転入や出生等により新たに住民登録をされた146名が対象となっております。申請期限は令和8年6月30日までとしており、5月20日より申請を受理した案件から順次口座への振込を開始しております。

このほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、令和7年度の小中学校の学校給食費無償化に1,990万8,760円、水道の基本料金及び量水器使用料に係る令和7年10月請求分から令和8年3月請求分に、3,723万3,930円の減免などを行いました。

今後におきましても、引き続き住民生活に寄り添いながら、状況に応じた適切な支援策を検討、実施してまいります。

次に、黒潮町合併 20 周年記念事業について報告させていただきます。

令和 8 年 3 月 21 日土曜日に、黒潮町立佐賀中学校体育館を会場として、黒潮町合併 20 周年記念式典を執り行いました。

当日は、ご来賓の皆さまをはじめ、住民の皆さまにご臨席を賜り、本町の合併 20 周年という大きな節目を盛大にお祝いすることができました。

式典では、長年にわたり町政発展に多大なるご尽力をいただきました功労者 13 名及び 1 団体に対し、町長表彰を行いました。

また、これまでの 20 年を振り返る記念映像の上映や、佐賀中学校の生徒による成果発表及び合唱が行われました。

この 20 周年を一つの大きな区切りとして、防災、減災を町政の根幹に据えつつ、スポーツ、観光、産業振興を通じた持続可能なまちづくりを進め、人口減少の中にあっても、誰もが幸せを実感できる地域社会の実現を目指してまいります。

次に、上川口浄水場の完成について報告をさせていただきます。

上川口浄水場が令和 8 年 3 月 31 日に完成し、4 月 8 日から供用を開始しております。

本施設は水質の向上及び改善を目的として整備を致しました。

令和 4 年度から変更認可の申請及び有識者との協議を行い、令和 5 年度には測量設計委託業務の実施及び起業地の買収を進め、令和 6 年度からは本体工事に着手し、このたび竣工の運びとなりました。

位置と致しましては、高知県立幡多青少年の家の北側に所在する、上川口配水池に隣接する形で建設しております。施設構成は、ろ過原水槽 1 基、逆洗水槽 1 基、急速ろ過機 4 基、施設の管理棟などとなっております。

計画給水量は、1 日当たり最大 2,985 立方メートルの浄水能力を有しており、本施設の稼働によって、引き続き住民の皆さまに、安全で安心な水道水を供給してまいります。

最後に、台風第 6 号の接近に関する防災対応について報告をさせていただきます。

台風 6 号の接近に伴い、6 月 2 日 15 時に第 2 配備体制とし、町内全域に高齢者等避難を発令、一般避難所及び福祉避難所を開設致しました。同日 18 時時点で、一般避難所 2 カ所に合計 9 名の方が避難をされました。

その後、18 時 08 分に大雨警報が発表され、雨脚も強くなる中、24 時間体制で気象状況や各河川水位の監視、避難所運営を行うとともに、その情報を職員、関係機関と情報共有をし対策を講じてまいりました。

22 時 33 分には警戒レベルが一段引き下がり大雨注意報になり、その後の降雨、潮位及び水位のピークアウトを確認した後、23 時 10 分時点で第 1 配備体制に変更し、配備体制を継続致しました。

翌 3 日午前 5 時 30 分時点で避難者全員が帰宅され、同 7 時時点で高齢者等避難を解除、全ての避難所を閉鎖致しました。

なお、現在把握しております被害と致しましては、町道等の崩土及び倒木等 39 カ所、農業分野ではハウス等の被覆資材の損傷が 120 アール、漁港内への流木等の流入や漁港共同利用施設の破損などを確認しております。

また、今回の台風は降雨もさることながら、暴風を伴ったため、町内各所で停電も発生を致しました。

幸い人的被害や家屋等への大きな被害は現時点で確認されておりませんが、詳細な被害につきまして引き続き調査を進めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（中島一郎君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番矢野昭三君、及び12番山本久夫君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの7日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から6月11日までの7日間に決定しました。

日程第3、議案第11号、監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(大西勝也君)

それでは、議案第11号、監査委員の選任について説明させていただきます。

令和4年6月10日から、務めていただいております松田博和監査委員が、令和8年6月9日をもって任期満了となります。

松田博和監査委員の後任と致しまして、黒潮町入野6528番地2、松田春喜氏を令和8年6月10日から令和12年6月9日までを任期とし、選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

松田氏は、昭和37年2月7日生まれで、人望も厚く、行政職員としての経験も豊富であり、地方公共団体の財務管理や行政運営等に関し優れた識見を有する方でございます。

現在、地方は多くの課題を抱え、特に行財政においては厳しい状況が続いております。こういった状況下におきまして、監査委員の役割は益々重要度を増しており、松田氏が適任であると判断致しましたので、今回ご提案をさせていただくものです。

選任につきまして、ご賛同くださいますようお願い致します。

議長(中島一郎君)

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり、松田春喜君の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 11 号は、原案のとおり松田春喜君の選任に同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、「議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）」から、「議案第 10 号、令和 8 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について」までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）から、議案第 10 号、令和 8 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、説明させていただきます。

まず、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）について、説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行となっており、軽自動車税環境性能割の廃止等の改正がされております。

これに伴い、黒潮町税条例におきましても同様の改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）について、説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行となっており、基礎課税額についての課税限度額の引き上げ等の改正がされております。

これに伴い、黒潮町国民健康保険税条例におきましても同様の改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 3 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 8 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い改正するもので、議案第 1 号の専決処分として規定した以外の項目となる固定資産税の免税点の引き上げ等について改正するものでございます。

次に、議案第 4 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が令和 8 年 6 月 14 日に施行されることになっており、これによりマイナンバーカードと在留カードが一体化した特定在留カード等が交付されることになるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 5 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和 7 年 3 月 31 日に公布され、給与所得控除が見直されたことにより、保険料収入の不足につながる影響を遮断するための手当として介護保険法施行令の一部を改正する政令が、令和 7 年 12 月 17 日に公布され、令和 8 年

4月1日から施行されております。

このことに伴い、非課税の範囲内で令和7年中の就労時間を調整した方が、保険料の増額とならないよう前年度非課税者に係る特例減免を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第6号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正につきましては、災害時の水道復旧工事に対応できるように改正するもので、併せて、水道事業の管理者の表現について、整理をするものでございます。

次に、議案第7号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例改正につきましては、議案第6号の管理者の表現の改正に併せて整理するものでございます。

次に、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度黒潮町一般会計補正予算）について、説明させていただきます。

この一般会計補正予算の専決処分（専決第1号）は、災害復旧工事に係る補正となっており、4月25日から27日に発生した豪雨による町道路側の決壊について、早急に災害復旧工事を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年4月30日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出総額を113億円とするものでございます。

歳出につきましては、災害復旧費におきまして、1,000万円の追加による予算を計上しております。

この歳出に対応するための歳入は、国庫支出金及び町債となっており、収支の調整を基金繰入金で行っております。

また、地方債の補正を行っております。

次に、議案第9号、令和8年度黒潮町一般会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ845万2,000円を追加し、歳入歳出総額を113億845万2,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、2款総務費では、総務管理費においてシステム改修に係る事業費231万円の追加による予算を計上。

3款民生費では、老人福祉費において、中山間地域介護サービス（確保対策）に係る補助金260万7,000円の追加、介護保険の事務処理システム改修に係る事業費に対する繰入金35万7,000円の追加による予算を計上。

4款衛生費では、清掃費において、ごみ袋作成に係る委託料217万8,000円の追加による予算を計上。

6款農林水産業費では、水産業費において、新漁業等挑戦促進事業に係る補助金100万円の追加による予算を計上していただいております。

これらの各種事業の歳出に対応するための歳入は、国庫支出金及び県支出金となっており、収支の調整を基金繰入金で行っております。

最後に、議案第10号、令和8年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

この補正予算につきましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が、令和8年4月3日付けで公布され、8月1日から施行する負担限度額認定証の様式変更に伴いシステム改修を行うもので、既決の予算に歳入歳出それぞれ71万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ17億6,779万円とするものでございます。

提案説明は以上となりますが、この後、副町長、ならびに担当課長に補足説明をさせますので、慎重なご審

議とともに、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

住民課長。

住民課長（谷 純大君）

それでは、議案第1号から議案第4号について、一括して補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）について、補足説明をさせていただきます。議案書は2ページからになります。

主な改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、4月1日から施行となっており、軽自動車税環境性能割の廃止等の改正がされております。

これに伴い、黒潮町税条例におきましても同様の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、改正の主なものにつきまして、新旧対照表にてご説明を致します。

参考資料の1ページから10ページをご確認ください。

第18条の3から第91条については、軽自動車税に係る環境性能割が廃止されたことにより、環境性能割を削除し、現行の種別割を軽自動車税とする規定に改めるものです。

13ページから14ページにかけての附則第10条の2では、固定資産税の課税標準額の特例措置に関する規定について、この法令改正に併せて引用条項の条ずれ及び割合を改めるものです。

18ページから22ページにかけての附則第15条の2から第16条の2では、軽自動車税の環境性能割廃止により所要の改正をするものです。

23ページから31ページにかけての附則第16条の3から第20条の3では、各所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、引用する条項に条ずれが生じたため改正したものです。

議案書の6ページにお戻りください。

附則第1条において施行日を定めており、令和8年4月1日からの施行としております。

第2条では固定資産税に関する経過措置について、第3条では軽自動車税に関する経過措置について規定をしています。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第2号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）について、補足説明を致します。議案書は8ページからになります。

主な改正理由は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、4月1日から施行となっており、基礎課税額についての課税限度額の引き上げ等の改正がされております。

これに伴い、黒潮町国民健康保険税条例におきましても同様の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告するとともに、議会の承認を求めるものでございます。

それでは、改正の主なものにつきまして、新旧対照表にてご説明を致します。参考資料の33ページをお開きください。

この条例改正につきましては、政令の公布日の関係で2つの条例を第1条と第2条でそれぞれ条例改正する条例となっております。

第1条による黒潮町国民健康保険税の一部を改正する条例についてご説明します。

第2条第2項では、基礎課税額についての課税限度額を66万から67万円に引き上げるものでございます。

第23条第1項では、国民健康保険税の減額について定めています。

課税限度額の規定があるため、先ほどの第2条での説明と同様に、課税限度額を引き上げるものでございます。

34 ページ。

同項第2号では、保険税の5割軽減判定の算定に用いる基準額を30万5,000円から31万円に引き上げるものの、同項第3号では、2割軽減判定の算定に用いる基準額を56万円から57万円に引き上げるものでございます。

35 ページにかけて、同条第3項では、出産被保険者に係る減額規定について、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割の規定を加え、同項第9号としてその額を定める規定を、また、同条第4項では、18歳未満被保険者に対しての子ども・子育て支援納付金課税額の減額規定を追加したものです。

37 ページをお願いします。

次に、第2条による黒潮町国民健康保険税の一部を改正する条例の一部改正についてご説明致します。

この条例改正は、令和8年3月定例会で議決いただきました黒潮町国民健康保険税の一部を改正する条例において、第2条第5項で子ども・子育て支援納付金課税額についての課税限度額を政令で定める金額としておりましたが、政令の改正により課税限度額が定められましたので3万円とするものでございます。

第23条第1項では、国民健康保険税の減額について定められ、課税限度額の規定があるため、先ほどの第2条での説明と同様に、子ども・子育て支援納付金課税額について政令金額を3万円とするものでございます。

議案書の10ページにお戻りください。

附則において施行日を定めており、令和8年4月1日からの施行とし、第2条については公布の日からとしております。

また、適用区分として、この条例による改正後の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、黒潮町税条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は11ページからになります。

主な改正理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い改正するので、議案第1号の専決処分において規定した以外の項目となる固定資産税の免税点の引き上げ等について改正するものです。

それでは、改正の主なものにつきまして新旧対照表にてご説明を致します。

参考資料の39ページをお開きください。

41 ページまでの第34条の7から第36条の3の2につきましては、引用する条項の条ずれ等について改めたものです。

41 ページから44 ページにかけての第36条の3の3では、公的年金受給者の扶養親族等申告書の提出が必要な対象者が拡大されたことに伴い規定を加えたものです。

44 ページの第63条では、固定資産税の免税点について、近年の物価指数等の上昇を踏まえ、家屋および償却資産に係る免税点が引き上げられたことにより改めるものです。

44 ページから46 ページにかけての附則第6条から第17条の2第2項では、特例控除等の適用期限の延長となるもの、引用条項の条ずれによるものをそれぞれ改めるものです。

47 ページから 49 ページにかけての附則第 19 条の 3 については、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、特例暗号資産を譲渡した場合に、ほかの所得と分離して 100 分の 3 の税率を所得割に課する等の規定を加えたものです。

議案書の 15 ページにお戻りください。

附則第 1 条において施行日を定めており、令和 9 年 1 月 1 日からの施行としております。ただし、第 1 号から第 3 号の各号の規定については、当該各号に定める日から施行することとしております。

第 2 条では、町民税に関する経過措置について、16 ページの第 3 条では、固定資産税に関する経過措置について規定しております。

以上で、議案第 3 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 4 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 17 ページからになります。

この条例改正につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が令和 8 年 6 月 14 日に施行されることになっており、マイナンバーカードと在留カード等が一体化した特定在留カード等が交付されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の主なものにつきまして、新旧対照表にてご説明致します。

参考資料の 50 ページをお開きください。

51 ページにかけての第 13 条および第 14 条につきまして、マイナンバーカード機能を持つ、特定在留カードおよび特定特別永住者証明書が申請交付されることとなったため、印鑑証明書の窓口交付の際に提示するもの、また、コンビニ交付の際に利用するものとして、特定在留カードおよび特定特別永住者証明書を追加して規定するものです。

議案書の 18 ページにお戻りください。

附則において施行日を定めており、令和 8 年 6 月 14 日からの施行としております。

以上で、議案第 4 号の補足説明を終わります。

議案第 1 号から議案第 3 号までと併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第 5 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 19 ページ、条例案は 20 ページ、参考資料は 53 ページになります。

改正理由としましては令和 7 年 3 月 31 日に交付されました地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律によりまして、給与所得控除につきまして、最低保証額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

そのことによる保険者ならびに被保険者の影響を少なくするために、介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 12 月 17 日に交付され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されています。

そのため、被保険者の方が不利益とならないよう、保険料を減免するための前年度非課税者に係る特例減免を行うために、条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文につきまして新旧対照表にてご説明致します。

参考資料の 53 ページをお開きください。

第 11 条第 2 項につきましては、保険料の減免を受けようとする際の申請方法や期日について定められており

ますが、今回の減免につきましては、個別の申請を必要とせず、システムにより一括して減免を行えるようにするために追加をするものです。

続きまして、54 ページにかけての附則につきましては、第 9 項では先に触れさせていただきましたとおり、非課税となる範囲内で就労時間を調整した方が本来の保険料率よりも高い保険料段階になる場合に保険料を減免することについて規定しています。

第 10 項では、減免後の保険料額について規定しています。

第 11 項では、減免について個別の申請を必要としないことについて規定しています。

議案書 20 ページにお戻りください。

附則において施行日を定めており、施行日は公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第 9 項から第 11 項までの規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものとしております。

以上で、議案第 5 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

建設課長。

建設課長（深木 誠君）

それでは、議案第 6 号及び議案第 7 号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第 6 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。議案書は 21 ページから、参考資料は 55 ページになります。

参考資料にて説明させていただきます。新旧対照表の 55 ページをお開きください。

下線部分が改正箇所となります。

今回の条例の一部改正につきましては、地方公営企業法のただし書きにより、黒潮町では地方公営企業の業務を執行させるため、管理者の権限は当該地方公共団体の長が行うとなっているため、第 5 条としまして現行の、管理者から水道事業の管理者の権限を行う町長の表現に改め、改正するものでございます。

次に、第 9 条の工事の施行におきましては、これまで本管から民地側の給水装置における工事は、黒潮町または黒潮町が指定する事業者しか行えなかったのですが、ただし書きとして、災害時等においては、他の水道事業者または他の水道事業者が指定した事業者も復旧等の工事ができるように、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書の 22 ページにお戻りください。

附則において、この条例は公布の日からの施行としております。

以上で、議案第 6 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第 7 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。議案書は 23 ページから、参考資料は 56 ページになります。

参考資料にて説明させていただきます。新旧対照表の 56 ページをお開きください。

下線部分が改正箇所となります。

今回の条例の一部改正につきましては、先ほど補足説明しました第 6 号議案と同様、現行の水道事業の管理者を水道事業の管理者の権限を行う町長の表現に改め、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書の 24 ページにお戻りください。

附則において、この条例は公布の日からの施行としております。

以上で、議案第 7 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終

わります。

議案第6号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは、議案第8号及び議案第9号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度黒潮町一般会計補正予算）の補足説明をさせていただきます。議案書は25ページとなります。

専決第1号の予算書1ページをお開きください。

一般会計補正予算専決第1号は、既決の予算に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、総額をそれぞれ113億円とするものでございます。

また、第2条では地方債の補正を行っております。

詳細につきまして、歳出の事項別明細書からご説明致します。

14ページをお開きください。

この補正につきましては、災害復旧工事に係る補正となっており、4月25日から27日に発生致しました豪雨による町道路側の決壊について、早急に災害復旧工事を行うための提案となっており、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費の14節工事請負費におきまして1,000万円を追加しております。

以上で、歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

13ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

15款1項3目、災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧事業費負担金667万円、22款1項9目、災害復旧事業債の公共土木施設災害復旧事業330万円は、歳出で説明致しました公共土木施設災害復旧事業工事の財源となるものであり、中段の19款1項1目、財政調整基金繰入金3万円の追加は、収支の調整を行うものとなっております。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、9ページ、第2条関係の第2表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額14億5,300万円を、補正後は14億5,630万円とするもので、その他、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの13ページの22款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第9号、令和8年度黒潮町一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。議案書は27ページとなります。

予算書の1ページをお開きください。

一般会計補正補正第1号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ845万2,000円を追加し、総額をそれぞれ113億845万2,000円とするものでございます。

詳細につきまして、歳出の事項別明細書からご説明致します。

13ページをお開きください。

まず、2款1項11目、情報化推進費の追加は、医療費助成のオンライン資格確認に対応するためのシステムの改修が必要となったため、12節委託料におきまして、地域診療情報連携システム改修委託と致しまして231

万円を計上しております。

次に、3 款 2 項 1 目、老人福祉総務費、18 節負担金補助及び交付金の中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金につきましては、中山間地域の方々へ介護サービスを提供する事業者に対し支援するものでございますが、申請事業者数等の増加に伴い、既計上予算に不足が生じる見込みのため 260 万 7,000 円を追加しております。

また、27 節繰出金の介護保険事業特別会計繰出金は、後ほど説明させていただきます、介護保険システム改修による介護保険事業特別会計の補正額 35 万 7,000 円と収支の調整を図るための計上となっております。

次に、4 款 2 項 2 目、塵芥処理費、12 節委託料は、国際情勢の変化に伴いごみ袋単価が上昇し、既計上予算に不足が生じるため、217 万 8,000 円を追加しております。

次に、14 ページの 6 款 3 項 2 目、水産業振興費、18 節負担金補助及び交付金の新漁業等挑戦促進事業費補助金につきましては、沿岸漁業の振興を図ることを目的に、漁業者の発案により、高知県漁業協同組合が実施する新漁業等への挑戦を支援するもので、今回、新たな申請が見込まれるため 1 件分 100 万円を計上しております。

以上で、歳出の説明は終わります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。12 ページの歳入の事項別明細書へお戻りください。

まず、15 款 2 項 2 目、民生費国庫補助金の地域診療情報連携推進費補助金 115 万 5,000 円は、歳出で説明致しました地域診療情報連携システム改修委託の財源となっております。

次に、16 款 2 項 2 目、民生費県補助金 130 万 3,000 円は、説明欄に記載のと通りの事業の財源となっております。

次に、19 款 1 項 1 目、財政調整基金繰入金 599 万 4,000 円は、収支の調整を行うものとなっております。

以上で、歳入の説明は終わります。

これで、議案第 9 号の補足説明を終わります。議案第 8 号と併せまして、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野村晃稚君）

それでは、議案第 10 号、令和 8 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。議案書は 28 ページ、オレンジ色の予算書をお願い致します。

予算書の 1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条のとおり、総額に歳入歳出それぞれ 71 万 3,000 円の増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を 17 億 6,779 万円とするものです。

補正の理由としましては、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が令和 8 年 4 月 3 日付で交付され、8 月 1 日から施行する負担限度額証の様式に変更が生じたため、事務処理システムの改修が必要となったものです。

まず、歳出から説明させていただきます。

9 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費の 1 項 1 目、一般管理費の 71 万 3,000 円の増額補正につきましては、事務処理システム改修委託としての予算を計上しております。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書 8 ページにお戻りください。

3 款国庫支出金の 2 項 5 目、介護保険事業費補助金の 35 万 6,000 円の増額補正につきましては、事務処理システム改修委託に係る国庫補助金を計上しております。

7 款繰入金の 1 項 5 目、その他一般会計繰入金の 35 万 7,000 円の増額補正につきましては、歳出額との調整を行い、計上しております。

以上で、議案第 10 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（中島一郎君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 1 号の質疑を終わります。

次に、議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 2 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 号、黒潮町税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 3 号の質疑を終わります。

次に、議案第 4 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 4 号の質疑を終わります。

次に、議案第 5 号、黒潮町介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 5 号の質疑を終わります。

次に、議案第 6 号、黒潮町水道事業の給水に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 6 号の質疑を終わります。

次に、議案第 7 号、黒潮町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第7号の質疑を終わります。

次の、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度黒潮町一般会計補正予算）の質疑は分割して行います。

初めに、第1表歳入歳出予算補正について質疑を行います。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

歳出11款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出の質疑を終わります。

これで、第1表の質疑を終わります。

次に、第2表地方債補正の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第2表の質疑を終わります。

これで、議案第8号の質疑を終わります。

次の、議案第9号、令和8年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第1表歳入歳出予算補正について質疑を行います。

初めに、歳入全部についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

これで、第1表の質疑を終わります。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号、令和8年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第10号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております、議案第1号から議案第10号は、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 10時 09分